

国民健康保険税

課税区分と税率が変更されます

平成20年度から、国民健康保険税の「基礎課税分」の中に算入していた老人保健拠出金分を、「後期高齢者支援金等課税分」として分離し、課税区分を新設しました。税率・税額は合算すれば平成19年度と変わりません(下表)。

課税限度額(課税の上限額)は基礎課税分45万円(平成19年度は53万円)、後期高齢者支援金等課税分が11万円となり、合計3万円の引き上げとなります。介護納付金課税分は8万円のまま据え置かれます。

国民健康保険税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、次の通り均等割額および平等割額の軽減制度があります。

○6割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員の所得)が、33万円以下の世帯

○4割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員の所得)が、8万5,000円に加入者1人当たり24万5,000円を加算した額以下の世帯

世帯主と加入者全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は適用を受けることができません。申告が済んでいない加入世帯は、速やかに手続きをお願いします。

災害などの特別な事情により生活が著しく困難な期間は、減免を受けられる場合がありますので保険年金課(☎20-1526)へ、分割納付など納税の相談については税務課(☎20-1519)へお問い合わせください。

10月に年金からの特別徴収開始

65歳～74歳までの、国民健康保険に加入している世帯主を対象に、平成20年10月支給の年金から、国民健康保険税を直接引き落とす「特別徴収」が始まります。これにより、納付のために金融機関などへ出向く

手間が解消されます。

特別徴収の対象となる人には、7月中旬に納税通知書と合わせて特別徴収開始通知書を送付します。今年度については、第1期～第3期はこれまで通り納付書または口座振替で納付していただき、10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。

国の制度見直しにより、これまで国保税を滞納することなく納めている人については、申し出により口座振替での納付もできます(申し出の時期により切替時期が変わります)。



後期高齢者医療制度(長寿医療制度)により影響を受ける世帯の負担を緩和

平成20年4月以降、75歳以上の人は後期高齢者医療制度に移行し、保険料を納めることになりました。これに伴い、国民健康保険税と後期高齢者医療制度の保険料を合わせて納めることによる世帯の負担が急に増加することがないように、次の通り緩和措置を実施します。

○国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合で、加入者が一人になる世帯は、平等割額を60カ月間、2分の1に減額

○被用者保険(政府・組合管掌健康保険や共済組合など)に加入している本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険に加入することになる65～74歳の被扶養者(旧被扶養者)については、24カ月間、所得割額の全額と、均等割額の2分の1を限度に減免。また、加入者が旧被扶養者のみになる世帯の場合は、平等割額の2分の1を限度に減免(減免を受けるには申請が必要)

成田市の国民健康保険税の仕組み(課税区分と税率)

19年度	基礎課税分(全加入者対象)		介護納付金課税分(40歳以上65歳未満)	課税限度額
	所得割	6.7%(世帯の加入者の所得に応じて計算)	所得割 1.4%	基礎課税分 53万円 介護納付金分 8万円
均等割	20,000円(一人当たりの金額)	均等割 13,000円		
平等割	13,000円(1世帯当たりの金額)			
20年度	基礎課税分(全加入者対象)	後期高齢者支援金等課税額(全加入者対象)	介護納付金課税分(40歳以上65歳未満)	課税限度額
	所得割	所得割 1.3%	所得割 1.4%	基礎課税分 45万円 後期高齢者支援金分 11万円 介護納付金分 8万円
	均等割	均等割 4,000円	均等割 13,000円	
	平等割			